

1 . 件名 : 福島第一原子力発電所における窒素ガス分離装置 (B) の指示不良事象に係る
面談

2 . 日時 : 令和 2 年 7 月 1 0 日 (金) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 1 0 分

3 . 場所 : 原子力規制庁 1 8 階会議室

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐

長官官房 総務課 事故対処室 齊藤室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社 (テレビ会議システムによる出席)

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 担当 3 名

福島第一原子力発電所 担当 3 名

5 . 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、4月24日にLCO逸脱を判断し、5月1日に法令報告事象として報告を受けた窒素ガス分離装置 (B) の故障について、原因と対策及び運転再開について、資料に基づき説明があった。
 - 本事象の調査結果から、以下の原因を推定した。
 - ◆ 当該装置の吸着槽 1 内に充填されていた活性炭が細粒化し、吸着槽に接続されたサイレンサから排出されて、当該装置内に活性炭が飛散したこと。
 - ◆ 飛散した活性炭が当該装置内のAD変換器のスリットから内部に混入したことにより、回路が短絡したことでヒューズが開放し、回路への電源供給が絶たれたため、AD変換の機能が喪失した。これにより、計器からの信号を変換・伝送できず、不具合発生時の信号がシーケンサに保持された状態となったため、免震棟集中監視室に伝送される指示値が一定になったと考えられる。
 - ◆ また、AD変換器の不具合による現場警報が免震棟に発報されない設計であったことから、当直員は機器の異常を検知することができなかった。
 - 吸着槽の活性炭流出対策としては、活性炭の細粒化が起きないように吸着槽の緊密化を行うこと。
 - 活性炭の混入による制御装置の不具合に対する対策としては、サイレンサの排気を窒素ガス分離装置 (B) コンテナの外部に排出できるよう改造を行うこと。窒素ガス分離装置 (B) 運転開始後、設計が同じ同装置 (A) についても同様な対策を実施すること。
 - 現場警報が免震棟に発報されなかったことに対する対策については、免震棟集中監視室に発報されるよう改造を行うこと。窒素ガス分離装置 (B) 運転開始後、同装置 (A) 、 (C) についても同様な対策を実施すること。
 - 窒素ガス分離装置 (B) については、7月13日に復旧予定であること。

- 原子力規制庁は、上記説明を確認した。

6 . 配布資料

窒素ガス分離装置（ B ）の運転再開について